

船舶事故調査報告書

平成25年2月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成24年9月7日 18時40分ごろ |
| 発生場所 | 北海道枝幸町乙忠部漁港東方沖 乙忠部港東防波堤灯台から真方位059°500m付近 (概位 北緯44°47.0′ 東経142°43.6′) |
| 事故調査の経過 | 平成24年10月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第五十五漁信丸、14トン HK2-20726（漁船登録番号）、個人所有 14.90m (Lr) × 4.17m × 1.52m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、昭和60年6月18日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月23日 免許証交付日 平成24年2月2日 (平成29年4月9日まで有効) |
| 死傷者等 | 軽傷 1人（作業員） |
| 損傷 | 右舷船首外板及び船底のFRP剝離等 |
| 事故の経過 | 本船は、船長ほか2人が乗り組み、作業員6人を乗せ、乙忠部漁港を出港して港口を左転し、船長が、約12ノットの対地速力で航行中、いつものように磁気コンパスを見ながら針路を同港北東方沖の漁場に向ける約045°（磁針方位、以下同じ。）にするつもりで自動操舵装置の針路設定を行って続航した。 船長は、本船が針路約045°で航行しているものと思い、前方を見ながら操船していたところ、船体に衝撃を2回感じた。 本船は、平成24年9月7日18時40分ごろ、乙忠部漁港東方沖の岩礁に乗り揚げ、そのまま乗り切った。 本船は、操舵室右舷側入口から同室内へ入ろうとしていた作業員が、乗り揚げの衝撃で同室後部壁面に頭部を強打した。 本船は、すぐに左回頭して乙忠部漁港へ帰港し、作業員が救急車で病院へ搬送され、頭部打撲と診断された。 |

| | |
|--|--|
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 快晴、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、乙忠部漁港の東方沖が岩礁及び浅瀬域であることを認識しており、ふだんから漁場へ向かう際は、港口を通過したのち、岩礁及び浅瀬域を避ける針路約045°で航行していた。</p> <p>船長は、自動操舵装置により針路を設定したのち、いつものことなので、ふだんからGPSプロッターで針路の確認を行っていなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり あり なし</p> <p>本船は、乙忠部漁港の港口を通過して左転後、船長が、漁場に向ける針路を自動操舵装置に設定した際、設定針路の確認を行っていなかったことから、設定しようとした針路045°より針路が右方にずれていたが、045°の針路で航行しているものと思ひ、岩礁に向首していることに気付かず、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、本船が、乙忠部漁港の港口を通過して左転後、船長が、漁場に向ける針路を自動操舵装置に設定した際、設定針路の確認を行っていなかったため、設定しようとした針路045°より針路が右方にずれていたが、045°の針路で航行しているものと思ひ、岩礁に向首していることに気付かず、岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・針路設定を行った際は、設定針路の確認を行うとともに、慣れた海域でも新針路で航行中に船位の確認をGPSプロッター等により適切に行うこと。 |